憲法のリーガルマップ：人権と違憲審査基準

 弁護士 松田 昌明

1 総論 −人権の制約に対する審査

A誰のいかなる権利に対する制限が問題となっているか→その権利・利益が憲法上保護されているか

B国家による法令等による制約が認められる場合に、その制約を正当化する事情があるか

２ 各論　目次

A憲法による保護とその程度

❶権利の主体は誰か（保障範囲と程度）

❷その権利が憲法上保護されているか（具体的な憲法の根拠条文＋その権利の重要性・保護の程度）B国家による制約についての正当性審査

❶法律上の根拠という形式的要件

❷規制目的の審査と手段の必要性・合理性の審査を中心とする実質的要件

法令審査・適用審査・処分審査の整理

1. 法令審査（文面審査）　＝　法令そのものの文面上の合憲性を審査する手法
2. 適用審査　＝　法令の当該事件に適用される限りでの合憲性を検討する審査方法
3. 処分審査　＝　個別・具体的国家行為に対する違憲判断であって、法令に違憲の瑕疵があるとの判断を直接に含まないもの

３ 各論

1. 憲法による保護とその程度

❶権利の主体は誰か（保障範囲と程度）

 ☆権利の主体による制約から保障が及ぶとしても、程度が劣り、審査基準が緩くなる根拠となる！

 一般人

公務員 ：公務員関係の特殊性からの制約（猿払事件など）

法人：「性質上可能なかぎり」の保障（八幡製鉄事件） ※経済的自由などは検討するまでもない

外国人：「権利の性質上日本国民のみ」以外保障（マクリーン事件）▲政治関係 ▲再入国

* 定住外国人と一時滞在外国人などで分けて検討する視点が大切

未成年 ：パターナリスティックな制約（岐阜県青少年保護育成条例事件など）

未決拘禁者：監獄内の規律及び秩序維持VS無罪推定（喫煙事件・よど号記事抹消事件）

❷その権利が憲法上保護されているか（具体的な憲法の根拠条文＋その権利の重要性・保護の程度）

◎政治的表現の自由　◎信仰の自由　◎学問の自由

◎自己決定権　◎プライバシー　◎知る権利

○営利的表現の自由　〇経済的自由 〇財産権 ○学習権？

△取材の自由　△喫煙の自由　△メモの自由

▲差別的表現　▲自殺の自由　×殺人の自由

1. 国家による制約についての正当性審査

❶法律上の根拠という形式的要件

　（Ⅰ　法律の根拠がある）

　　Ⅱ　委任立法の場合：限界を超えていないか

ⅰ法律による委任の範囲内の命令か

ⅱ個別具体的な委任があるか

　　Ⅲ 条例による制限の場合

　　　ⅰ 国の法令の範囲内かどうか　→　徳島市公安条例判決の規範

　　　ⅱ　財産権、罪刑法定主義、課税の場合：厳格

　　Ⅳ　規範の明確性があるか（「過度の広汎性」を伴うことが多い）

　　　ⅰ　明確性の意義　→　徳島市公安条例判決

　　　ⅱ　要求される明確性の程度

表現の自由　　　　　　　　 →　表現への萎縮効果を理由に高度の明確性

情報・自己決定権　　　　　　→ きわめて高度の明確性

租税法律主義、罪刑法定主義 → 明確性が特に強く要求される

❷規制目的の審査と手段の必要性・合理性の審査を中心とする実質的要件

　 Ⅰ　絶対的禁止 → 検閲・内心における思想良心の自由・信仰の自由

　 Ⅱ　規制目的と公共の福祉

　　（ⅰ 憲法に合致しない規制目的 ）

→ 尊属殺重罰規定違憲判決・成年者に対するパターナリスティックな制約

　　 ⅱ　規制目的の重要性

他者の人権との対立の調整

その他の憲法条項に基礎を持つ法益との調整

立法者が定立した法律レベルの法益との調整

　　Ⅲ 具体的な違憲審査基準 − 目的手段審査

☆審査基準の厳格さを緩く（厳しく）させるのは、人権の主体から導かれる制約、問題となる具体的な人権の性質、対立する憲法上の他者の人権や憲法上の利益、制約の性質（表現内容中立規制・付随的規制など）などの理論的根拠付けが必要であろう！

　　　ⅰ　緩やかな審査基準

合理性の基準　＝　目的の正当性　＋　規制と目的との合理的関連性

➡　重要性の低い権利に対する軽微な制約

厳格な合理性の基準　＝　目的の正当性　＋　規制と目的との実質的関連性

➡　重要でないものの類型的に不合理性が疑われる場合等

　　　Ⅱ　厳格な審査基準　＝　目的が（制約された権利の価値を上回るほどに）重要

　 ＋　規制が目的達成のために必要（違憲の推定）

狭義の厳格審査基準　＝　目的がやむにやまれぬほどに重要＋目的達成のために必要不可欠

➡　価値の高い権利（例：表現の自由）の厳しい態様での（＝表現内容）規制

　 （明白かつ現在の危険の基準　➡　せん動規制）

中間審査基準　＝　目的が重要　＋　より制限的でない他の選び得る規制がないこと

➡　価値の高い権利のさほど厳しくない態様での（＝表現内容中立：時・場所・方法）規制

３ 法令審査・適用審査・処分審査の整理

1. 法令審査（文面審査）　＝　法令そのものの文面上の合憲性を審査する手法

ア　狭義の文面審査　➡　「漠然性ゆえに無効」「過度の広汎性」など（立法事実抜きで判断する）

イ　広義の文面審査　➡　そもそもの立法事実が正当かどうかを検討する

　 ex.郵便法責任免除制限規定違憲判決、公職選挙法在外国民選挙権制限規定違憲判決

　　 国籍法３条１項違憲判決

1. 適用審査　＝　法令の当該事件に適用される限りでの合憲性を検討する審査方法

ア　法令適用審査　➡　裁判所が当該法令の解釈として、適用範囲に含まれることを明確にし、当該法令の憲法上の瑕疵について判断する

合憲限定解釈可能型の適用審査　　　ex.全逓プラカード事件第１審判決

合憲限定解釈不可能型の適用審査　　ex.猿払事件第１審判決

イ　適用事実審査　➡　当該事件にかかる司法事実から抽出される事実類型が憲法上保護された行為であるか否かのみを審査する

1. 処分審査　＝　個別・具体的国家行為に対する違憲判断であって、法令に違憲の瑕疵があるとの判断を直接に含まないもの

　　 ex.愛媛玉串料訴訟判決、空知太神社訴訟判決、第三者所有物没収事件

※「処分違憲」は「適用違憲」とは、法令の憲法上の瑕疵を前提としていない点が異なる！！

※処分審査では、「目的」はなく、目的手段審査は適切でないであろう。むしろ、「明らかに差し迫った危険」「高度の蓋然性」「相当の蓋然性」などの規範が使いやすいかもしれない？！

以上